平成２８年（フ）第３７８号
千葉県浦安市猫実５丁目18番16―813号　ツインタワー浦安
債務者　樋口　隆明（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１号
石川県鹿島郡中能登町良川い部13番地１
債務者　廣田　昭枝
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２８年（フ）第２６号
鹿児島県奄美市住用町大字和瀬341番地３
債務者　厚　美和子
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（フ）第２８号
鹿児島県奄美市名瀬大字伊津部勝699番地
債務者　久米　清美
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（フ）第２０号
青森県八戸市大字沢里字藤子24番地43、旧住所青森県八戸市長者４丁目２番26号　市営住宅20
債務者　見付　幸子
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第２８号
宮城県大崎市古川沢田字三ツ江５番地１　菅原借家11号
債務者　森元　光美（旧姓嵯峨）
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第２９号
秋田市飯島美砂町３番15号　飯島スイート202号
債務者　宮岡　　博
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２３号
茨城県潮来市大賀147番地
債務者　箕輪　圭司
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第１５９号
千葉県市川市原木２丁目８番５―303号（レジデンス田園）
債務者　小林　宏貴
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１８３号
千葉県市原市ちはら台東１丁目26番地12
債務者　成田　美鈴
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２００号
千葉市美浜区稲毛海岸１丁目２番８棟204号
債務者　三宮　敦之
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２０１号
千葉県船橋市高根台６丁目45番３号　河合ハイツ202号
債務者　髙本　祥男
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２１６号
千葉県市原市ちはら台南５丁目20番地７
債務者　相場　美岐
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２４０号
千葉県市原市白金町５丁目31番地　ラインヴィラ白金108号室
債務者　栗原　信義
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７９号
新潟市東区柳ケ丘３―68、住民票上の住所新潟県五泉市丸田戊49番地
債務者　Ｍ．Ｋエステートこと　久保　正毅
1　決定年月日時　平成28年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９５号
新潟県燕市吉田東町18番14号　コーポＭＫ101
債務者　朝倉　重定
1　決定年月日時　平成28年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１００号
新潟県西蒲原郡弥彦村美山5859番地39
債務者　宮嶋　樹里
1　決定年月日時　平成28年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
新潟地方裁判所民事部